

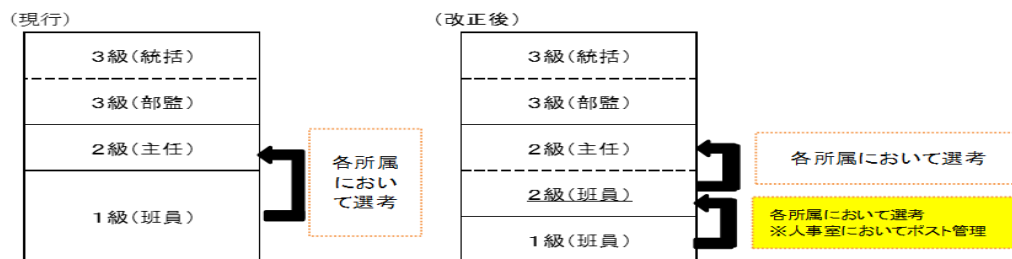
(案)

技能職員の昇格条件の見直しについて

1 趣旨・目的

「市政改革プラン 2.0」の方針に基づき職員数に削減に取り組む一方で、市民ニーズが複雑・多様化していることに伴い、業務主任の負担が増えているという現状を踏まえ、業務主任を補佐する役割等を担う 2 級班員を新たに創設し、2 級班員の設置が必要な部署に配置を行うことで現業管理体制をより強化し、さらなる市民サービスの向上を目指す。

体制イメージ



2 具体的な内容

(1) 2 級班員の位置づけ

- ⇒ 2 級班員を設置する部署の業務を経験している者の中から選考を行う。
- ・業務主任選考にあたっては、2 級班員から優先的に任用を行う。
- ※ただし、従来の技能職員主任選考基準による任用も行うことができる。
- ・業務主任に任用されなければ、上限号給を超える号給に昇給することができないものとする。
- ・期末、勤勉手当における職務段階別加算及び退職手当の調整額区分については、班員としての位置づけのため、適用しないものとする。

(2) 2 級班員の設置数

- ⇒ 各所属で 2 級班員が担うべき業務を整理したうえで、人事室と協議し、設置数を決定。

(3) 選考方法

- ⇒ 選考試験を実施

(受験資格)

- ・技能労務職給料表適用者 (※技術作業員含む)
- ・勤続年数 10 年以上
- ・当該部署に在職している者で一定年数の当該業務経験を持つ者
- ・過去 2 年の人事考課が第 2 区分以上

・非該当要件

- ① 昇格日現在、休職、勤務停止、自己啓発休業、配偶者同行休業もしくは公傷病中の者
- ② 昇格日前1年間に於いて、懲戒処分を受けた者
- ③ 昇格日前1年間に於いて、欠勤等45日以上ある者
- ④ 昇格日前1年間に於いて、無届欠勤もしくは事故欠勤がある者
- ⑤ 昇格日前1年間に於いて、降任した者
- ⑥ ①から⑤以外で、遅参・早退など勤務状況等から判断した結果、昇格が不相当であると認められる者

(試験方法)

	論文試験	人事考課
試験内容	①日常業務の遂行等に関する内容 または ②人材育成などに関する内容	前年度の人事考課を使用
採点方法	各所属人事担当者が採点	所属平均点との差により採点
点数割合	20点	80点
その他	論文試験で、10点未満の場合は、他の点数に関わらず不合格	

(4) 選考スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和元年度				● 設置 協議		● 選考要綱発表 ・募集		● 試験 実施			● 合格 発表	